



## 決 定 書

埼玉県比企郡川島町

異議申出人 道祖土 証

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年5月27日付けで提起された令和7年5月18日執行の川島町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、川島町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議の申出を棄却する。

### 本件異議の申出の要旨及び理由

#### 第1 本件異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙について、選挙を無効とする決定を求めるものである。

#### 第2 本件異議の申出の理由

本件異議の申出の理由について、異議申出書の記載、申出人の口頭による意見陳述の結果から、その内容を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 初選挙で知名度のない当選人が、町長選挙への出馬経験や町議会議員を務めた経験のある申出人や粕谷克己候補を合わせた得票数よりも、はるかに多い得票数となるためには、すべての投票区で申出人や粕谷克己候補を上回らなければならないが、申出人の地盤である中山地区や八幡地区の投票区、粕谷克己候補が地元の出丸地区や力を入れていた伊草地区での投票区において、当選人が得票数で上回ることは考えられず、この結果はあり得ない。
- (2) 申出人の得票数1,725票、粕谷克己候補の得票数1,889票、無効票84票のすべてが投票日当日の投票数とした場合、当選人の投票日当日の得票数は1,865票となる。これに期日前投票の3,003票を加えれば、当選人の得票結果4,868票と一致するため、期日前投票が改ざんされた可能性がある。
- (3) 前政策推進課長の当選人が退職した後、参事兼総務課長が政策推進課に異動にならなかったことは、期日前投票の改ざんをするためなら理解ができる。期日前投票箱は、期日前投票所閉鎖後、人目の届かない場所にあり、参事兼総務課長席に隣接する庁議室は、廊下から直接入ることのできない部屋であるため、ここで改ざんが行われたことは容易に想像できる。

(4) 期日前投票箱の鍵の封印は投票立会人において行われているが、開票時の鍵の封印の確認は開票立会人が行うため、封筒の割印が違っていても不思議に思わない。投票立会人は事前に把握することができるので、印鑑を用意することができる。一つの鍵ですべての投票箱を空けることができると職員から聞いたことがあり、期日前投票者数は毎日公表されるので、その都度別の投票箱に書いて入れることは可能である。事前に3,003枚を用意する必要がなく、名前を書く数も少なかったと想像できる。このことから、有効投票、無効投票、投票用紙の残紙の開示を求める。

## 決 定 の 理 由

当委員会は、申出人から令和7年5月27日に提出された異議申出書について、令和7年6月2日に、この異議申出につきその要件を審理した結果、これを受理した。

また、申出人から口頭意見陳述申立書の提出があり、令和7年6月18日に申出人の口頭意見陳述を実施するなど、慎重に審理を行った結果、次のとおり判断した。

なお、本件異議の申出に係る証拠物件等の提出があったが、疑念に関する具体的な事実の適示やその主張を裏付ける立証はなされなかった。

### 第1 選挙無効の判断基準について

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法第205条第1項の規定により「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」とされている。

「選挙の規定に違反すること」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされており、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生じる可能性のある場合」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

### 第2 期日前投票の投票箱及び鍵の管理について

本件選挙における期日前投票の投票箱及び鍵の管理については、公職選挙法第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第53条及び公職選挙法施行令第49条の7の規定により読み替えて適用される同施行令第43条により、期日前投票における投票箱の閉鎖及びそれに伴う鍵の取扱いが規定されている。期日前投票箱や封印後の鍵の保管方法については、明文の規定はないものの、重要性を十分に認識した上で、保管方法の判断は当委員会に委ねられているところである。本件選挙においては、次のとおり行われている。

#### (1) 初日における期日前投票開始時の事務

期日前投票開始時においては、初日は投票箱に何も入っていないことの確認を行い、投票箱確認書に選挙人に署名を徴した後、投票箱の内蓋を施錠し、投票を開始している。なお、この内蓋は、いかなる理由があっても絶対に開くことはできないものであり、内蓋の鍵（以下「その他の鍵」という。）は、投票箱の鍵を入れる封筒に投票立会人とともに封印し、投票管理者の署名を徴した上で、期日前投票所である川島町役場多目的室（以下「多目的室」という。）裏の倉庫内に保管している。

#### (2) 期日前投票終了時の事務

期日前投票所閉鎖時においては、投票箱の蓋を施錠し、蓋の鍵は、その他の鍵とは別の投票箱の鍵を入れる封筒に投票立会人とともに封印し、投票立会人の署名を徴した上で、多目的室裏の倉庫内に保管している。なお、期日前投票所閉鎖後の期日前投票箱は、多目的室内で保管されているが、期日前投票所閉鎖後の多目的室及び多目的室裏の倉庫は常時施錠しており、その後の鍵の管理は、夜間警備員において行われている。

#### (3) 2日目以降における期日前投票開始時の事務

2日目以降における期日前投票開始時においては、期日前投票箱の蓋及び内蓋の施錠、各々の鍵の封印の確認を投票立会人において行い、投票箱確認書に投票立会人の署名を徴した後、蓋を開錠し、投票を開始しているところである。

### 第3 投票用紙の管理について

本件選挙において、投票用紙は印刷業者から納品された後、点検を行い、盗難、紛失等がないよう十分に留意した上で、常時施錠できる部屋に保管している。

なお、投票用紙の残紙については、投票用紙受払計算書において、残枚数の確認を行った上、保管している。

### 第4 当委員会の判断

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られるため、当委員会は、本件異議の申出に係る申出人の主張が、この要件に該当するか否かについて慎重に審理した。

前記のとおり、期日前投票箱、その鍵及び投票用紙の管理については規定等に則り、適切に行われているものであり、選挙の規定に違反する事実は認められない。

一方、申出人は期日前投票の改ざんがおこなわれた可能性があるとして主張しているが、客観的で明確な根拠又は証拠がある訳ではない。あくまで申出人の主観で述べられているに過ぎず、いずれも理由がないものである。よって、本件選挙について、選挙の規定に違反する事実はなく、選挙の結果に異動を及ぼす虞もないことから、有効投票、無効投票、投票用紙の残紙の開示の必要はないものと判断する。

## 第5 結論

以上のことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年6月24日

川島町選挙管理委員会  
委員長 岩崎 信夫

## 教 示

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。